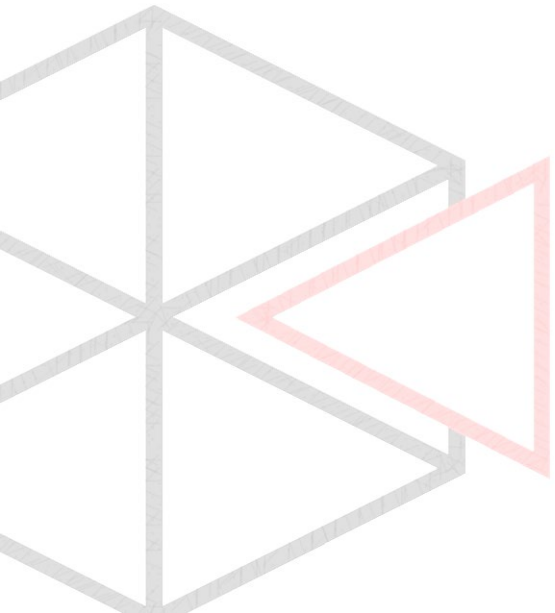


災害ケースマネジメントにつながる平時からの取り組み
福祉支援等の構築における実践から

2024.11.07.

一般社団法人Wellbe Design 篠原 辰二



一般社団法人 Wellbe Design

地域福祉推進を担う機関や人材を支援する非営利型団体

「地域研究」「地域開発」「人材育成」の

包括的プロジェクトによる、地域福祉活動の担い手支援

- 社協（全社協、都道府県、市区町村）の各種事業のアドバイザー活動
社協計画、生活支援体制整備事業、被災者支援
- 行政（都道府県、市町村）施策に関するアドバイザー活動
地域福祉計画、避難所基本計画、災害時要配慮者・避難行動支援
- 地域福祉・民生委員・ボランティアに関する支援・調査活動
学会活動、民生委員児童委員協議会活性化支援、企業活動の支援
- 地域包括ケアの仕組みづくりに関するアドバイザー活動
地域支援事業（主に地域ケア会議、協議体、認知症施策、介護予防施策）
- 福祉専門職の養成に関する各種の活動
社会福祉士養成、ソーシャルワーク実践者支援、災害派遣福祉チーム組成



Instagram



facebook



Website

災害時には被災者支援体制の構築支援や被災者支援に従事するソーシャルワーカーの育成支援を行っています。

などを実施



むかわ町復興支援ネットワーク

2019年3月（発災後半年）
～2021年3月（発災後2.5年）

「むかわ町復興計画（2019年7月）」において被災者の生活再建に向けた“心身の健康管理の強化”の活動として位置づけられたほか、「むかわ町自殺対策計画（2020年3月）」では、“災害後のこころのケア”につながる事業として位置づけられた。



課題		鷗川地区	穂別地区	むかわ町全域	Aに占める割合	Bに占める割合
訪問世帯		2,130	1,000	3,130		
不在	在宅(A)	588	225	813		
	課題なし	1,542	775	2,317		
課題あり(B)		1,118	539	1,657		
課題内訳 (重複あり)	精神的	424	236	660		
	身体的	179世帯199人	62世帯64人	241世帯263人	10.4%	36.5%
	住宅等	24世帯24人	11世帯12人	35世帯36人	1.5%	5.3%
	生活	203世帯	83世帯	286世帯	12.3%	43.3%
	申請等	42世帯	7世帯	49世帯	2.1%	7.4%
	その他	50世帯	35世帯	85世帯	3.7%	12.9%
		49世帯	24世帯	73世帯	3.2%	11.1%



北の国災害サポートチーム（略称「きたサポ」）

【役割・機能】

- 国の**防災基本計画**※に規定される災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO、企業等の活動支援の多様な支援団体に対し、中立的な立場で活動調整やコーディネートを行う組織）としての役割
- 災害時の被災者支援活動の環境整備を図り、被災者支援の拡充を図ることを目的とする

※ 防災基本計画とは、災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

【組織】 2024年10月31日現在

- 幹事団体 9 団体
- 協力会員 70（35団体・35個人）

【幹事団体】

一社) Wellbe Design
一社) いっぽん
石狩思いやりの心届け隊
特非) ezorock
特非) きたのわ
特非) 北海道NPOサポートセンター
特非) NPOサポートはこだて
特非) 旭川NPOサポートセンター
特非) 室蘭NPO支援センター

北の国災害サポートチーム

<https://kitasapo.net>



全国の災害中間支援組織

23都道府県

+

全国災害ボランティア
支援団体ネットワーク

災害支援の文化を創造する

JVOAD

新潟災害ボランティア調整会議

長野県災害時支援ネットワーク

奈良防災プラットフォーム連絡会

- ・ 京都府災害ボランティアセンター
- ・ 災害時連携NPO等ネットワーク

おおさか災害支援ネットワーク

災害救援ボランティア活動支援
関係団体連絡会議

災害支援ネットワークおかやま

災害支援ひろしまネットワーク会議

災害支援ふくおか広域ネットワーク

佐賀災害支援プラットフォーム

くまもと災害ボランティア団体
ネットワーク

宮崎県・県社協・NPO防災会議

徳島被災者支援
プラットフォーム

みえ災害ボランティア支援センター

災害復興くらし応援・みんなの
ネットワークかながわ

- ・ 南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティア
ネットワーク委員会
- ・ 静岡県災害ボランティア本部・情報センター

いわてNPO災害支援ネットワーク

埼玉県災害ボランティア
団体ネットワーク

ふくしま県域災害支援ネットワーク

東京都災害ボランティアセンター
アクションプラン推進会議

茨城NPOセンター・コモンズ

災害支援ネットワークちば

きたサポ
北の国災害サポートチーム

北の国災害サポートチーム

災害ケースマネジメント

防災基本計画（R5年5月修正）
第7節 避難の受入れ及び情報提供活動関係

- 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、**地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）**などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。



行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供するというこれまでの支援と異なり、災害ケースマネジメントは、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、本手引きでは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」と定義している。

災害ケースマネジメントの特徴

1. アウトリーチによる被災者の発見、状況把握
2. 官民連携による被災者支援
3. 被災者個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ
4. 支援の継続的な実施

平成30年北海道胆振東部地震における実践

一般社団法人Wellbe Design

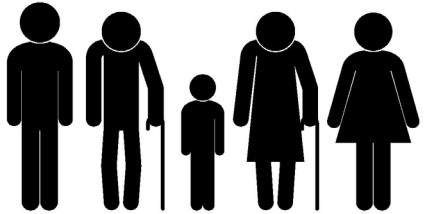
- ・北海道足湯隊
- ・むかわ町復興支援ネットワーク
- ・北の国災害サポートチーム など

災害ケースマネジメントの実践力を高めるには、平時からのケースマネジメントの実践が重要だと考えます。事前動画においても「福祉」の視点や「福祉機関」との連携の重要性についてふれられていたとおり、平時の取組が災害時につながるのだと思います。



個々の課題にあわせたオーダーメイドの支援

住民が抱える地域生活課題

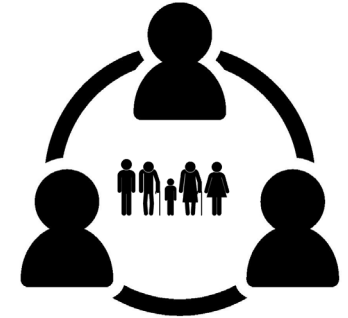


法・制度に位置づけられる会議や会議体の例

- 地域ケア会議
- 協議体（生活支援体制整備事業）
- 民生委員協議会
- 自立支援協議会
- 生活困窮者支援会議
- 要保護児童対策地域協議会
- 重層的支援会議
- 地域福祉計画策定委員会 など



具体的な支援の実施



アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

被災者個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

官民連携による被災者支援支援の継続的な実施

多様な主体による“餅は餅屋”の視点と支援

“希望をかなえられる支援”、“安心して暮らし続けられる支援”、“役割や生きがいを持ち続けられる支援”が構築できるよう、平時の地域実践活動の中で、「災害ケースマネジメントの特徴」と同様の展開が図られるよう、オーダーメイドの支援の構築を進めています。



一方で…

住民が抱える地域生活課題

地域の実態

具体的な支援の実施

- 複雑化・複合化する生活課題（ニーズ）の発生
- 物理的な距離（遠さ）を埋めることの限界
- 心理的な距離（身近さ）による弊害
- 妙案、名案、良案が見いだせない
- ノウハウ不足、財源不足、リソース不足
- 連携相手の枯渇・固定化・弱体化
- 民の弱体化による官主導による支援の現状
- **小規模自治体であるが故の課題（支援実施主体ではない）**

などなど

特に最後の項目は「災害ケースマネジメント」の実現に向けての阻害要因であると感じます



被災者見守り・相談支援等事業の概要

生活困窮者自立
支援事業の一環



「生活困窮者自立支援相談支援事業等の実施について」平成27年7月27日付け社援発0727第2号 厚生労働省社会・援護局長通知

事業の目的

応急仮設住宅に入居した被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。

事業の内容

1. 被災者の見守り・相談支援等を行う事業
2. 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
3. その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

関係支援機関の明示

受け付けた相談を円滑に関係機関につなぐことができるよう、担当部署及び関係機関を本事業に係る被災者支援従事者に明確に示すとともに、必要に応じて関係者間の調整を図る。

事業の実施期間

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間中とし、供与期間の終了年度をもって、本事業の実施期間を終了する。

支援対象者

支援対象者については、応急仮設住宅への入居者とする。なお、応急仮設住宅の供与期間中は、必要に応じて、災害の発生により公営住宅に避難する者、応急仮設住宅から退去し在宅に戻った者、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者を支援対象者に含めて差し支えない。

一般施策への移行の検討

事業実施期間中は、可能な限り一般施策による支援での対応を検討するとともに、本事業終了後の支援体制構築のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していく。

北海道を構成する自治体

北海道の人口の約1/2は札幌近郊の市に集中



- 市町村数 179市町村：35市（19.6%）、144町村（80.4%）
- 人口
 - 10万人以下：170市町村（95.0%）
 - 1万人以下：125市町村（69.8%）
 - 5千人以下：88市町村（49.2%）
 - 3千人以下：50市町村（27.9%）
- 自立相談支援事業
 - 市域 単独実施：28市（80.0%）、広域実施7市（20.0%）
 - 町村域 広域実施：14地区144町村
- 介護保険事業の担い手
 - 市域の特徴＝NPO等あり
 - 町村の特徴＝行政および社協・社会福祉法人
- NPO法人（本年5月末日現在） 2,110法人、うち札幌市に888法人（42.1%）
- 北海道内の住宅の特徴＝民間賃貸住宅（みなし仮設の可能性）が少なく住宅困窮者は公営住宅に入居
- 受援計画策定状況 未策定31自治体（17.3%）
旭川市、室蘭市、網走市、稚内市、富良野市、石狩市、知内町、八雲町、
京極町、倶知安町、神恵内村、上砂川町、由仁町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、北竜町、沼田町、東神楽町、美瑛町、上砂川町、羽幌町、津別町、佐呂間町、雄武町、大空町、洞爺湖町、陸別町
内閣府調査、R5年6月1日現在

災害時の円滑な対応につながる重層的支援体制整備事業

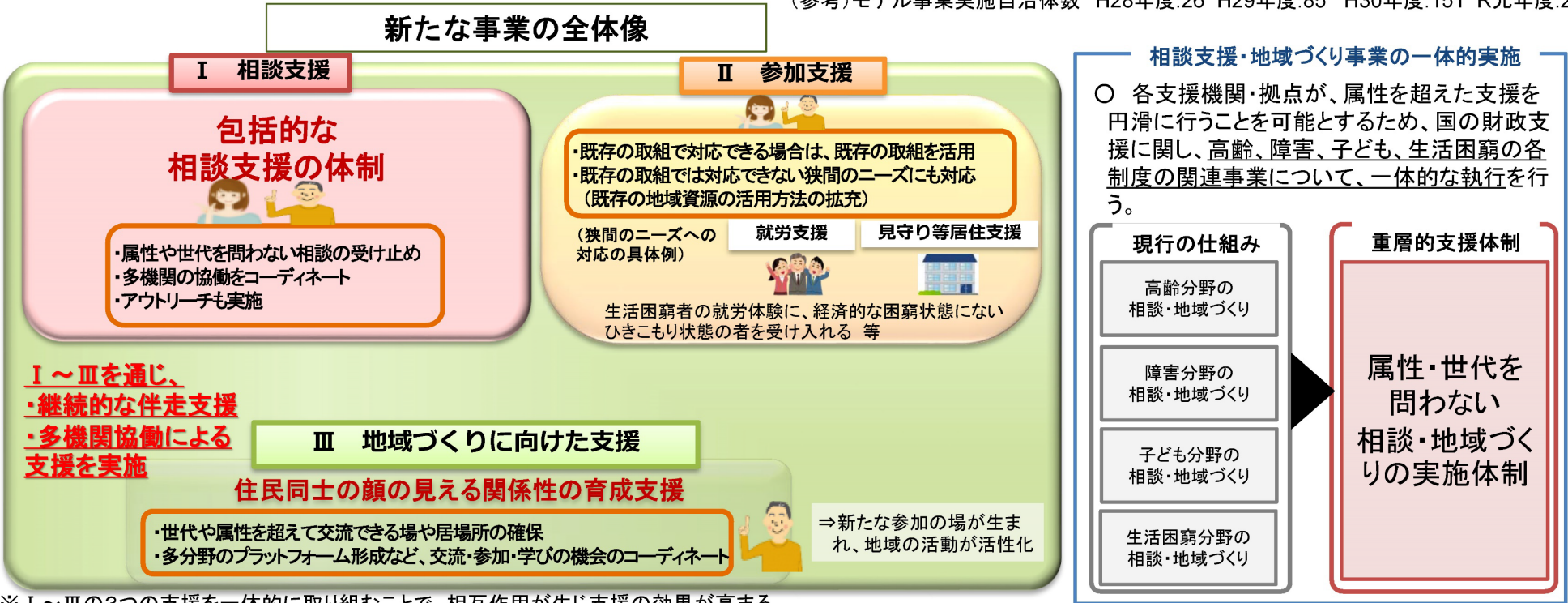
社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で生活する住民のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

実施自治体(7.8%)

1. 小樽市
2. 旭川市
3. 登別市
4. 七飯町
5. 京極町
6. 妹背牛町
7. 鷹栖町
8. 津別町
9. 厚真町
10. 音更町
11. 鹿追町
12. 大樹町
13. 広尾町
14. 幕別町

移行準備自治体(4.5%)

1. 苫小牧市
2. 恵庭市
3. 黒松内町
4. 東川町
5. 斜里町
6. 白老町
7. 本別町
8. 厚岸町

（R5年10月厚労省調査）

厚労省

25

平時からの連携による地域づくりの展開

コミュニティベースド（地域福祉）の支援＝社協本来事業
（発災時：被災者見守り・相談支援事業、民生委員児童委員協議会など）

平成30年7月豪雨
災害の岡山県くらし復興サポートセンターの支援で整理した概念図です

